

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

神戸市長 久元 喜造

市町村名 (市町村コード)	神戸市 (28100)
地域名 (地域内農業集落名)	神出地区 (吉生集落)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年5月23日 (第3回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・現在、吉生地区では、主食用水稻のほか、家庭用の野菜栽培などの近郊農業が行われているが、後継者が不在な農地も多々あり、新たな農地の受け手を確保するや既存の担い手に集約する必要がある。

・農業での採算性や労働時間、労働環境からも考えて、子供が今後農業の担い手となる可能性は低い。

・農地面積が小さく形もいびつなこともあり、作業効率が悪く水稻や通常の野菜だけでは収益が見込めない。

・集落内の人口減少も顕著になってきており、インフラ管理をはじめとする共同作業ができなくなっている。

・パイプラインが古くなってきており、持続的な農業を目指す上で定期的な修繕や管理などが必要である。

・新しい農業機械を購入することや既存機械の修理が難しい。機械が壊れると農業を続けることが困難である。

・イノシシが耕作地を壊すなど被害が大きくなってきているが、電気柵などを設けるにあたり資金面で課題がある。

・燃料や肥料などの資材費が高騰している。

・農地を貸したり売ったりしたことで負担は減った。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・以前は酪農が盛んだったこともあり、有機農業に理解のある地域である。そういった利点を活かして、農業を担う者を含めて有機農業の栽培を検討する。

・ドローン等による農業機械のIT化を取り入れ、スマート農業を段階的に開始する。

・小麦や大豆などの生産を行いながら、パンや味噌などの加工品の加工と販売などの企画運営の検討をする。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	22.0 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	22.0 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

原則、市街化調整区域の農地を農業上の利用が行われる区域とする。ただし、山際等の小規模で生産性が低い農地や既に非農地化している農地等においてはその限りではない。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針									
・耕作できなくなった農地など段階的に担い手に集約化していき、農地の団地化や面積の拡大を図りつつ、新規就農者や企業の農業への参入をすすめていく。 ・今後、耕作放棄地になる可能性がある農地については、個々に意向確認しながら、担い手とマッチングしていく。									
(2)農地中間管理機構の活用方針									
・必要に応じて検討する。									
(3)基盤整備事業への取組方針									
・次の世代が安心して農業ができるように、耕地整理やほ場整備を検討する。									
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針									
・耕作放棄地や今後耕作できなくなる可能性のある農地の所有者と新しい担い手とのマッチングの場を設ける。 ・共同作業や地域のルール、作業委託・受託、農地の貸し借りといった地区内の情報を共有できる仕組みを検討する。 ・食に対して豊かな地域であることから、ブランディングを行いながら地域の価値を上げ、担い手が安心して継続できる農業を目指す。									
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針									
・必要に応じて、草刈りや耕作等の作業委託を検討する。									
以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)									
☐	①鳥獣被害防止対策	☐	②有機・減農薬・減肥料	☐	③スマート農業	☐	④畑地化・輸出等	☐	⑤果樹等
☐	⑥燃料・資源作物等	☒	⑦保全・管理等	☐	⑧農業用施設	☐	⑨耕畜連携等	☐	⑩その他
【選択した上記の取組方針】									
・多面的活動を通じて、水路、ため池の保全や遊休農地の有効活用を地域で一体的に取り組む。									